離婚届（協議離婚）の記入について

＜注意事項＞・届書は鉛筆や消えやすいインク（消せるボールペンなど）で書かないでください。
・届出は，原則24時間，365日受付を行っています。しかし，届書に不備等があった場合は，後日市役所開庁時に来庁していただくことがあります。外国の方と離婚する場合は，戸籍係にご相談ください。

婚姻の際に氏を改めた方に✔を付けて（例☑妻）

次の①～③の中から選んで記入してください。

①　婚姻前の氏を称し，もとの（婚姻前）の戸籍にもどる

☐夫　は　☑もとの戸籍にもどる
☑妻　　☐新しい戸籍をつくる

東京都調布市東つつじケ丘一丁目３　番地番 16　筆頭者の氏名 乙野　義男

婚姻前の本籍及び筆頭者氏名を記入

②　婚姻前の氏を称し，自分で新しい戸籍をつくる

☐夫　は　☐もとの戸籍にもどる
☑妻　　☑新しい戸籍をつくる

東京都調布市東つつじケ丘一丁目３　番地番 16　筆頭者の氏名 乙野　恵子

新しい本籍地及び婚姻前の氏にもどる方の氏名を記入

③　婚姻中の氏を称し，自分の新しい戸籍をつくる

☐夫　は　☐もとの戸籍にもどる
☐妻　　☐新しい戸籍をつくる

この欄は記入しないでください

離婚届に加え「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法７７条の２の届）」が必要です。

※もとの戸籍にもどることができるか，または希望の場所に新本籍を定めることができるか不明な場合は，各自治体の戸籍係にご確認ください。

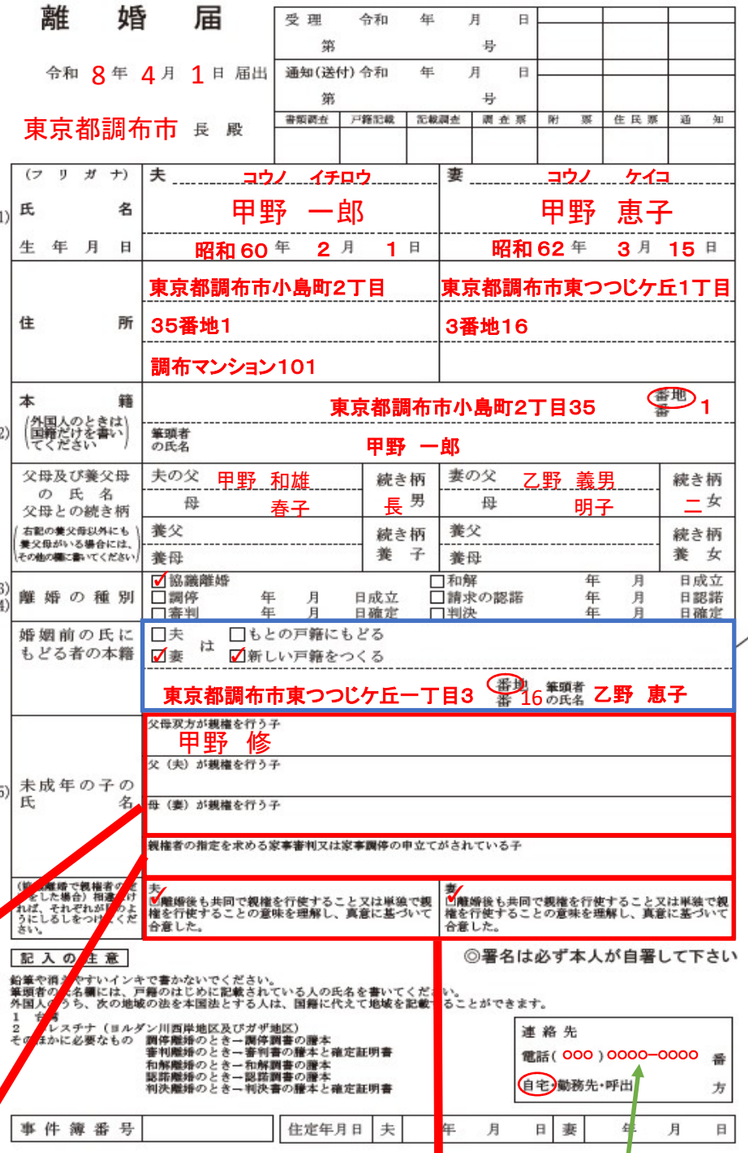

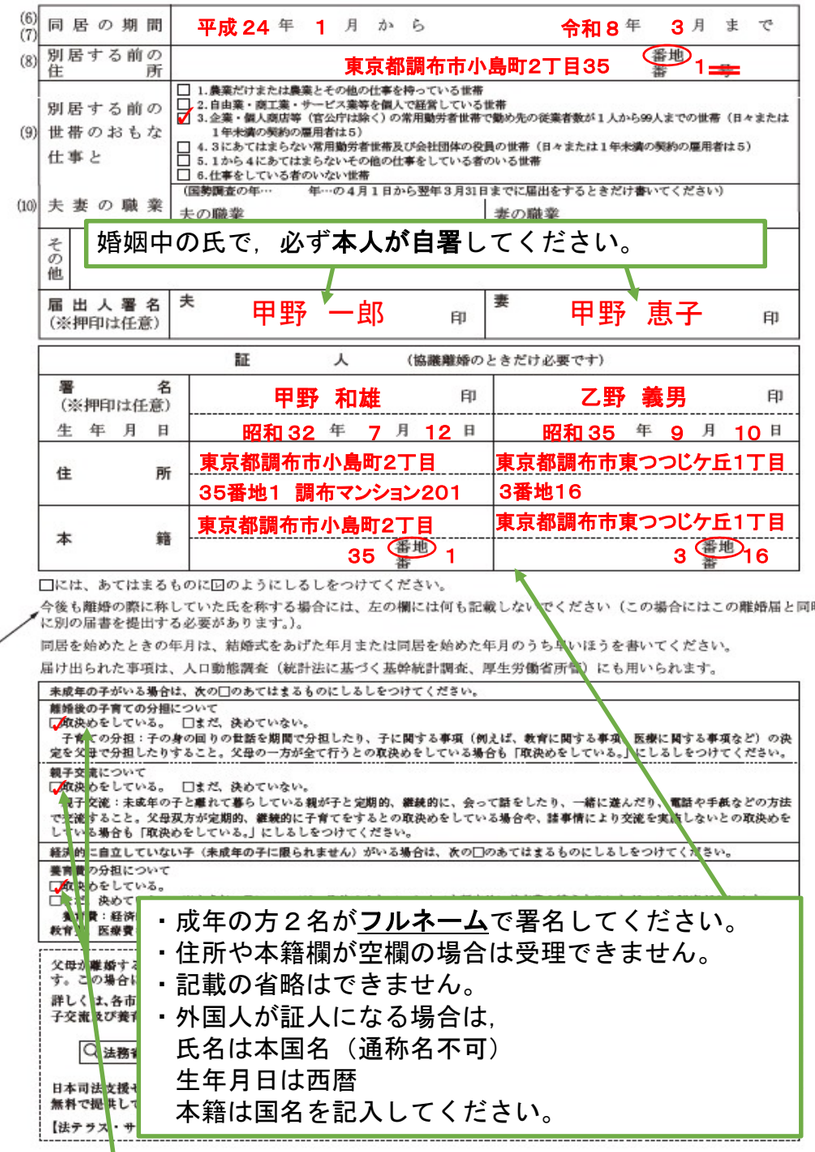

離婚する夫婦の間に未成年の子がいる場合…
子の親権者について父母どちらかまたは父母双方を選択し，該当する欄に子どもの氏名を**フルネーム**で記入してください。

未成年の子の親権者の指定を求める家事裁判又は家事調停の申し立てている場合…
「親権者の指定を求める家事裁判又は家事調停の申立てがされている子」欄に子どもの氏名を**フルネーム**で記入してください。

≪注意事項≫
親権者の指定を求める審判の確定又は調停が成立した後に，**親権（管理権）届**にて，**親権者指定**の届出をする必要があります。
届出の際には…
【審判による場合】審判書謄本及び審判確定証明書
【調停による場合】調停調書謄本　が必要です。

日中連絡がとれる電話番号を記載ください。

離婚後の親権（共同／単独）の内容を理解して合意したかを必ず本人が✔を付けてください。

未成年の子，経済的に自立していない子（未成年の子に限らず）がいる場合は，あてはまるものに✓をつけてください。